



資源となるプラスチックの一括回収を開始します

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等により、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。このため国において、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、市町村における製品プラスチックを含めたプラスチック資源の一括回収が可能となりました。

そこで、本市においても令和5年4月から、これまで回収してきた容器包装プラスチックに加えて、現在家庭ごみとして焼却されているハンガーや歯ブラシなどの「製品プラスチック」との一括回収を開始します。

また、一括回収するプラスチックはこれまでの地域の資源回収ステーション（400か所）ではなく、燃やせるごみや燃やせないごみと同様に身近なごみステーション（3,000か所）に出すことが可能となります。

■プラスチックの一括回収の概要

開始時期／令和5年4月

回収場所／ごみステーション

回集頻度／週1回

回集方法／透明または半透明の袋に入れて朝8時までにごみステーションへ出す

回集対象／プラスチックのみでできているもの

金属部品やゴム、電池などが含まれないもの

一辺の長さが50cm未満かつ厚さ5mm未満のもの

■参考資料 一括回収概要図

【問い合わせ先】

大府市環境課

担当：田本 悠也（タモト ユウヤ）

電話：0562-45-6223 FAX：0562-47-9996 メール：kankyo@city.obu.lg.jp

<対象となるプラスチック資源の例>

プラスチックだけでできているもので、金属部品やゴム、電池などが含まれないもの
一辺の長さが50cm未満かつ厚さ5mm未満のもの

プラスチック製容器包装
(既に集めているもの)



製品プラスチック
(新たに回収するものの一例)



まとめて透明か半透明の袋に入れる(新旧指定ごみ袋も可)



週1回ごみステーションで回収

<回収できないものの例>

充電電池・電池類



小型電子機器



危険品



その他プラスチック
以外を含む製品

